

日時 令和8年1月22日(木)

15時30分～

場所 小松市役所 7階 701・702会議室

第5回 資料

小松市上下水道局

目次

1 前回ふりかえり

2 意見書 概要

1 前回 ふりかえり

1-1 使用料水準の検討

基本的な考え方 使用料水準については、経費回収率100%達成を図る 平均改定率14% をベース

使用水量階層の使用料単価 1-30m³の階層のみ改定し、31m³以降との格差是正について

A案 : 1-30m³の階層のみ改定し、31m³以降との格差の緩和を図る

B案 : 30m³以下の階層の改定率を抑えつつ格差緩和を図る(31m³以上は30m³以下のおよそ1/2)

→B案を中心に複数案提示

※累進度:最も高い単価を最も低い単価で除したのもの

※改定%:区分の平均値で表示

区分	現行	B-② 基本使用料17.0% 11~30m ³ 17.4%			B 17.4%			B-③ 基本使用料 17.8% 11~30m ³ 18.3%		
		単価 円	改定額 円	改定 %	単価 円	改定額 円	改定 %	単価 円	改定額 円	改定 %
基本使用料 1-10	1,150	1,345	195	17.0	1,350	200	17.4	1,355	205	17.8%
格差 11-30	115	135	20	17.4	135	20		136	21	18.3%
31-50	175	190	15	8.0	189	14	7.7	186	11	6.0%
51-100	180	195	15		194	14		191	11	
101-200	185	199	14		199	14		196	11	
201-500	190	204	14		204	14		201	11	
501-1000	195	209	14	7.1	209	14	7.1	205	10	5.1%
1001-	200	214	14		214	14		210	10	
増収分(平均改定率)		158 百万円 (14.1%)			159 百万円 (14.2%)			158 百万円 (14.1%)		
格差(現行60)円		55			54			50		
累進度(現行1.74)		1.59			1.59			1.54		

2 意見書 概要

2-1 事業運営

- ・上下水道事業の効率的かつ安定的な運営に向けた意見の提出
- ・**経営改善が求められる下水道については使用料水準の見直しが必要**

1 はじめに

- ・懇話会設置の経緯 昨年度経営戦略を策定し、事業について広く利用者等の意見を聴くため懇話会を設置

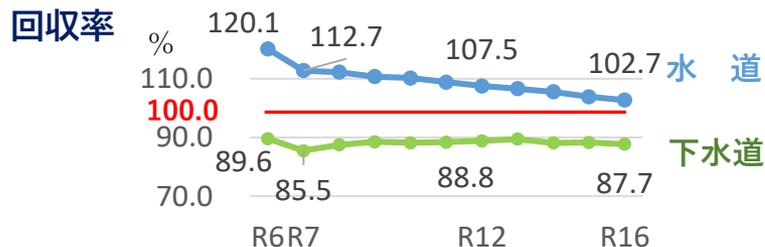
2 水道事業

現状・見通し

- ・経営状況 黒字決算を継続、経常収支比率、料金回収率100%超え、比較的良好な運営
- ・収益が減少傾向には留意

今後の運営

- ・**料金回収率100%以上の維持すること**
- ・**5年後の見直しでは料金の適正水準の検討すること**
- ・投資経費には、積立金と一定の範囲内で企業債借入れで対応すること
- ・非常時対応のため内部留保資金を一定額確保すること



3 下水道事業

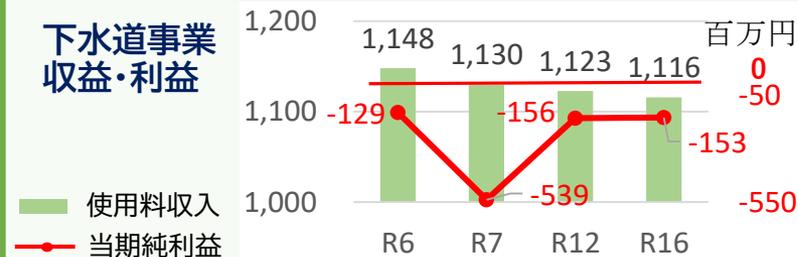
現状・見通し

- ・**経営状況 赤字。経費回収率100%下回る**
一般会計からの繰入金や借入金を頼る事業運営
- ・**経営改善が必要**

今後の運営

- ・経費削減や運営の適正化の取組だけでは物価高騰などの外部要因もあり改善は困難
- ・**国も経費回収率の向上を交付金の要件とするなど、経営改善には使用料を見直し、財源の確保を進めることが必要**

下水道事業 収益・利益



2 意見書 概要

2-2 下水道使用料の適正水準・見直し

将来の事業運営を見据え、利用者の負担感に配慮した水準検討

経費回収率100%達成となる水準が妥当【平均改定率 約14%】

20m³(標準世帯)の改定後の1カ月分の使用料は、2,940円(+430円)【県内11市中6番目】

一般汚水 使用水量(m ³)	改定後使用料単価		差 額	税抜(円)
	現 行	改定後		
基本料金 1~10	1,150	1,345	195	17.0
11~30	115	135	20	17.4
31~50	175	190	15	8.0
51~100	180	195	15	
101~200	185	199	14	
201~500	190	204	14	
501~1000	195	209	14	7.1
1001~	200	214	14	

公衆浴場汚水、井戸水汚水 用 途	1m ³ 当たり		差 額
	現 行	改定後	
公衆浴場 汚水	55	65	10
井戸水汚水	105	125	20
井戸水公衆 浴場汚水	55	65	10

一般汚水とは別体系
井戸水汚水は11~30m³の増加額で改定
公衆浴場汚水は、井戸水汚水との価格比で改定

改定時期 令和8年9月検針分から適用

※改定%:区分の平均値で表示

30m³まで17%台とし、一般家庭に配慮しつつ、
30m³以下と31m³以上の格差是正とのバランスを図る

【使用料改定の影響(1カ月分の使用料:モデル別) 税込(円)】



① 使用水量10m ³ (単身世帯)		② 使用水量20m ³ (2~3人世帯)		③ 使用水量30m ³ (3~5人世帯・コンビニ)		④ 使用水量50m ³ (5~7人世帯・事務所)	
現 行	改定後	現 行	改定後	現 行	改定後	現 行	改定後
1,260	1,470 (+210)	2,530	2,940 (+430)	3,790	4,440 (+650)	7,640	8,620 (+980)



2 意見書 概要

2-3 付帯意見

- (1) 上下水道事業の取り組みや経営状況については、**適宜、分かりやすい情報提供を行い、事業に対する理解を深めるとともに、経営の透明性を高めることで、利用者の信頼を得られる運営を目指されたい**

また、**下水道使用料の見直し**に関しては、広報紙やホームページ等を活用し、必要性について周知を図り、**理解を得られるよう努められたい**

- (2) 下水道は重要なインフラであり、今後使用料の見直しの際には、経費回収率100%達成だけでなく、**老朽化更新に対応できるよう十分検討されたい**

また、各使用水量区分における使用料単価の格差については縮小する意見としたものの、未だ大口利用者の使用料単価は県内でも比較的高いと思われる
県内他自治体の料金区分などを参考にしつつ、より合理的な料金体系のあり方についても検討されたい